

各私立幼稚園 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

また、対象経費が最終的に確定した場合は、別途お知らせする予定です。(対象経費の中で確定している経費については、法人において減免や徴収を猶予するなど被災者支援の観点での支援を進めるようお願いします。)

記

1 対象

東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの。

2 対象経費

(1) 入学料及び保育料 (検討中)

入学料及び保育料から幼稚園就園奨励費を控除した金額
※県平均額を上限

(2) 受験料 (確定)

全額 (平成 23 年 4 月 1 日以降の受験料で被災者に対し園が減免を行ったもの。)

(3) その他納付金 (検討中)

現在検討中です。

3 対象の範囲

(1) 家計急変世帯 (次に掲げる要件に該当する世帯) の幼児児童生徒

ア 世帯収入が年 350 万円以下となる見込みの者

イ 年収が前年の 50%以下となる見込みの者 (前年の世帯収入が 700 万円を超える場合)

(2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒

(3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒

(4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

10/10

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各私立中学校 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

また、対象経費が最終的に確定した場合は、別途お知らせする予定です。(対象経費の中で確定している経費については、法人において減免や徴収を猶予するなど被災者支援の観点での支援を進めるようお願いします。)

記

1 対象

東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの。

2 対象経費

(1) 入学金及び授業料 (確定)

※県平均額を上限

(2) 受験料 (確定)

全額 (平成 23 年 4 月 1 日以降の受験料で被災者に対し学校が減免を行ったもの。)

(3) その他納付金 (検討中)

現在検討中です。

3 対象の範囲

(1) 家計急変世帯 (次に掲げる要件に該当する世帯) の幼児児童生徒

ア 世帯収入が年 350 万円以下となる見込みの者

イ 年収が前年の 50%以下となる見込みの者 (前年の世帯収入が 700 万円を超える場合)

(2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒

(3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒

(4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

10/10

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各 私 立 高 等 学 校 }
私 立 特 別 支 援 学 校 } 御 中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

また、対象経費が最終的に確定した場合は、別途お知らせする予定です。(対象経費の中で確定している経費については、法人において減免や徴収を猶予するなど被災者支援の観点での支援を進めるようお願いします。)

記

1 対象

東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの。

2 対象経費

(1) 入学金

入学金 ※上限額あり

(2) 授業料

授業料から高等学校等就学支援金を控除した金額 ※上限額あり

(3) 受験料 (確定)

全額 (平成 23 年 4 月 1 日以降の受験料で被災者に対し学校が減免を行ったもの。)

(4) その他納付金 (検討中)

現在検討中です。

3 対象の範囲

(1) 家計急変世帯 (次に掲げる要件に該当する世帯) の幼児児童生徒

ア 世帯収入が年 350 万円以下となる見込みの者

イ 年収が前年の 50%以下となる見込みの者 (前年の世帯収入が 700 万円を超える場合)

(2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒

(3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒

(4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

10/10

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各高等課程を設置する私立専修学校 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

また、対象経費が最終的に確定した場合は、別途お知らせする予定です。(対象経費の中で確定している経費については、法人において減免や徴収を猶予するなど被災者支援の観点での支援を進めるようお願いします。)

記

1 対象（次のいずれも満たすもの）

- (1) 東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの
- (2) 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
- (3) 修業年限が1年以上もの
- (4) 当該課程の授業が2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

2 対象経費

- (1) 入学金
入学金 ※上限額あり
- (2) 授業料
授業料から高等学校等就学支援金を控除した金額 ※上限額あり
- (3) 受験料（確定）
全額（平成23年4月1日以降の受験料で被災者に対し学校が減免を行ったもの。）
- (4) その他納付金（検討中）
現在検討中です。

3 対象の範囲

- (1) 家計急変世帯（次に掲げる要件に該当する世帯）の幼児児童生徒
 - ア 世帯収入が年350万円以下となる見込みの者
 - イ 年収が前年の50%以下となる見込みの者（前年の世帯収入が700万円を超える場合）
- (2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒
- (3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒
- (4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

10/10

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各専門課程を設置する私立専修学校 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

記

1 対象

次のいずれも満たすもの

- (1) 東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの
- (2) 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
- (3) 修業年限が1年以上もの
- (4) 当該課程の授業が2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

2 対象経費

入学金、授業料及び施設整備費（検討中）

3 対象の範囲

- (1) 家計急変世帯（次に掲げる要件に該当する世帯）の幼児児童生徒
 - ア 世帯収入が年 350 万円以下となる見込みの者
 - イ 年収が前年の 50%以下となる見込みの者（前年の世帯収入が 700 万円を超える場合）
- (2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒
- (3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒
- (4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

2/3

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

各私立各種学校 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被災幼児児童生徒への授業料等減免について
このことについて、下記のとおり授業料等の負担軽減策を検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

なお、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等をできる限り活用し、制度構築する予定ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

記

1 対象

次のいずれも満たすもの

- (1) 東日本大震災に起因する事情により、私立学校が授業料等減免を行う事業であって、家計急変等の対象要件に相当するもの
- (2) 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
- (3) 修業年限が2年以上もの
- (4) 当該課程の授業が2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

2 対象経費

入学料、授業料及び施設整備費（検討中）

3 対象の範囲

- (1) 家計急変世帯（次に掲げる要件に該当する世帯）の幼児児童生徒
 - ア 世帯収入が年 350 万円以下となる見込みの者
 - イ 年収が前年の 50%以下となる見込みの者（前年の世帯収入が 700 万円を超える場合）
- (2) 住居が全壊又は半壊した世帯の幼児児童生徒
- (3) 住居が全焼又は半焼した世帯の幼児児童生徒
- (4) 住居が流出した世帯の幼児児童生徒

4 補助率

2/3

【担当】私学振興担当 石木田 小野寺
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>